

「お知らせ」一覧【R8.10.1更新】

○中東情勢の変化によるナフサを由来とする建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

○工事費内訳書の取扱いについて

○建設発生土の取扱いの改正について

○技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い

○雇用関係確認書類について

○事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について

中東情勢の変化によるナフサを由来とする建設資材の 流通状況を踏まえた設計変更について

令和8年6月
山口県土木建築部

このことについて、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。
（例：塩化ビニル管、塗料用シンナー等）

2 設計変更の流れ

（1）受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議する。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（2）発注者は、受注者から別途調達経費に係る証明書類（見積書等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行う。

3 適用基準日

令和8年6月19日以降、入札公告又は指名通知する土木工事に適用する。

なお、令和8年6月18日以前に入札公告又は指名通知した土木工事であっても、受発注者間で個別に協議を行い適用する。

工事費内訳書の取扱いについて (お知らせ)

令和 8 年 4 月
山口県土木建築部

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）」の施行を受け、令和 7 年 12 月から、入札時に材料費、労務費等が明示された工事費内訳書の提出を求めているところですが、このたび、参考②に示すとおり、工事費内訳書の記載例を一部変更したので、お知らせします。

なお、工事費内訳書の記載等に関しては、以下のとおりです。

1 工事費内訳書への材料費、労務費等の表示

入札参加者は、工事費内訳書に以下の事項を追加して表示（記載）する必要があります。

- ・ 材料費
- ・ 労務費
- ・ 法定福利費
- ・ 安全衛生経費
- ・ 建設業退職金共済契約に係る掛金

2 発注者が行う工事費内訳書の確認・審査

- ・ 落札候補者の提出した工事費内訳書に上記事項の記載漏れがあった場合、経過措置として、当面の間、必要事項が漏れなく記載された工事費内訳書を落札決定までに追加提出していただくこととなります。
- ・ 追加提出が行われない場合や、追加提出された工事費内訳書に記載漏れがある場合は、無効入札となりますので、ご注意ください。
- ・ 今後、工事費内訳書をもとに、適正な労務費の確保に向けた調査（労務費ダンピング調査）を行う予定としています。（時期未定）

3 適用基準日

令和 8 年 4 月 1 日以降に、入札公告又は指名通知する工事から適用する。

※詳細は、山口県技術管理課のホームページに掲載している要領等でご確認いただけます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

<参考①> 今回、新たに内訳書に記載すべき項目の内容

項 目	内 容
材料費 【直接工事費の内数として記載】	直接工事費に計上されるもの。主要な材料は必須とし、 <u>雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金の計上はしなくてよい</u>
労務費 【同上】	直接工事費に計上されるもの。積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上。 <u>市場単価方式や標準労務単価方式、その他の他材工共の施工単価は計上しなくてもよい</u>
法定福利費の事業主負担金 【現場管理費の内数として記載】	現場管理費の内数として現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出年金含む)の法定の事業主負担額
建退共制度の掛け金 【同上】	<u>建退共に加入していない場合は、中退共、自社の退職金制度の費用を計上</u>
安全衛生経費 【工事原価の内数として記載】	労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上(関連する費目は多岐にわたっており、下表を参考に記載)

「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）						
費用区分		主な内容		細目		
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に表示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱		
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工		
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）		
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）		
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板		
		交通規制		・ 交通誘導警備員		
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート		
		間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	
安全費	交通管理に要する費用			交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置	
	安全管理等に要する費用				安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護メガネ、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣	
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具	
					警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函） ・ ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサ等、沈下計、傾斜計
営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用			・ 火薬庫など		
現場環境改善費				・ 照明器具、熱中症対策設備		
現場管理費	疾病・衛生対策費			・ 健康診断（一般・特殊健診）		
	安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT			

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

<参考②> 工事費内訳書の記載例

★ 指名競争入札の場合

工 事 費 内 訳 書	
工 種 等	金 額 (円)
本工事費	
直接工事費	
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費計	
現場管理費	
うち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額	
うち建退共制度の掛金	
工事原価のうち安全衛生経費	
一般管理費	
工事価格	

★ 一般競争入札の場合

* 本工事費 *		内訳表	
費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	備 考
掘削 土砂 オープンカット 押土無し 障害無し 5,000m3未満	180	m3	SPK25040001 00 単第0 -0001 表
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離9.5km以下(7.5km超)	180	m3	SPK25040002 00 単第0 -0007 表
整地 敷均し(ルーズ) 標準(10,000m3未満) 障害無し	180	m3	SPK25040003 00 単第0 -0008 表
※※直接工事費※※			うち材料費 ○○○円 うち労務費 △△△円
共通仮設費 (率分)			
※※共通仮設費計※※			
※※純工事費※※			
現場管理費			うち法定福利費の事業主負担額 ●●●円 うち建退共制度の掛金 □□□円
※※工事原価※※			うち安全衛生経費 ■■■円

※今回追加

一般競争入札の場合において、合冊工事等で工事費内訳書が複数あるものについては、いずれかの工事費内訳書の末尾に合計した労務費等を記載してください。(以下、記載例)

直接工事費のうち、労務費	○○○ 円
直接工事費のうち、材料費	△△△ 円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額	●●● 円
現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金	□□□ 円
工事原価のうち、安全衛生経費	■■■ 円

建設発生土の取扱いの改正について (お知らせ)

令和 8 年 3 月
山口県土木建築部

県土木建築部が発注する工事における建設発生土については、現場内や公共工事間の流用、一時的な仮置き等により残土発生抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、関係法令に基づき、適正に残土処分を行うこととしています。

このたび、更なる適正処分を図るため、取扱いを以下のとおり改正します。

1 民間残土処理場の承諾申請について

県土木建築部の発注工事において、やむを得ず残土が発生する場合、県が定める公共残土処理場の受入対象外地域では、県が適正な搬出先として承諾した民間残土処理場を搬出先としています。

このたび、その承諾に係る申請方法・審査基準等を新たに定め、承諾を希望する民間残土処理場の管理者が、直接、県に申請を行うことが可能となりました。

◆**対象地域**：公共残土処理場の受入対象外地域（民間残土処理場対象地域）

◆**申請方法及び審査基準等**：山口県技術管理課ウェブページに掲載

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23460.html>

※従来どおり、工事の受注者を経由した申請も可能です。

※受注者の届出様式も変更しました。（上記 URL に掲載）

2 積算上の取扱い アンダーライン部が今回の改正箇所です。

区分	公共残土処理場	民間残土処理場（承諾済み）
処分費用	協定を締結した処理単価	<u>1,100円/m[※]</u>
運搬距離	実距離	上限20km (実距離により設計変更)

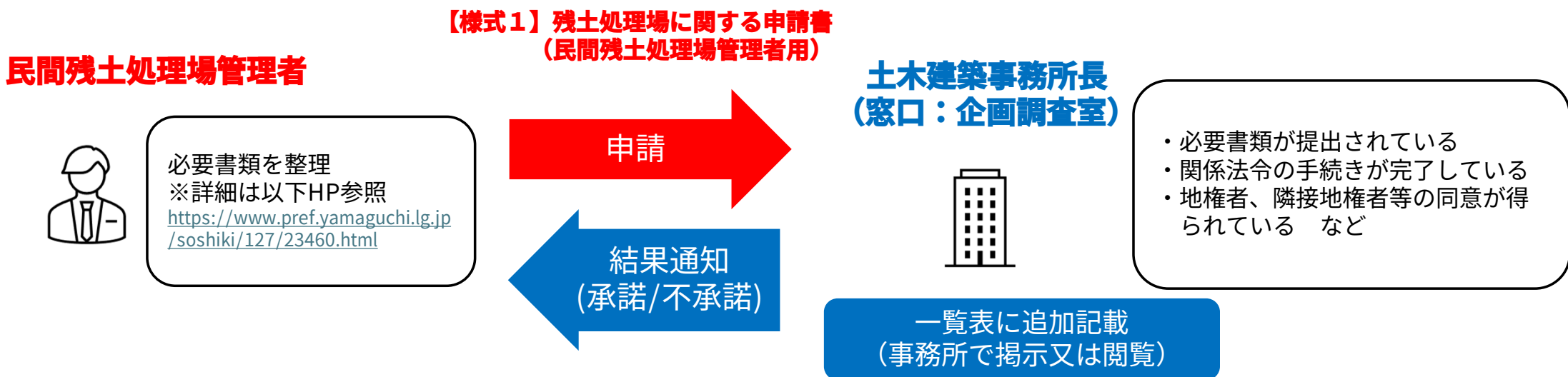
※税抜価格（捨土整正費用、捨土料、防災施設費等の全てを含みます。）

3 適用

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用します。

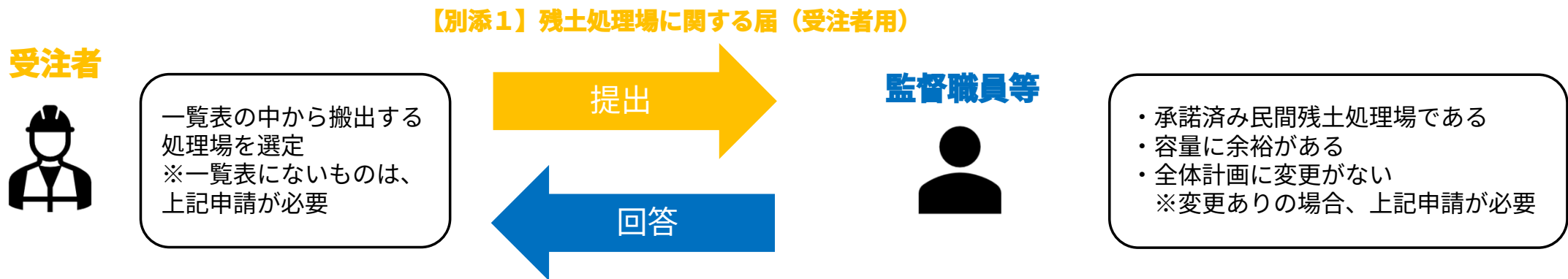
ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和8年4月1日以降、入札参加資格審査結果の通知を行う工事に適用します。

民間残土処理場の承諾申請について（R8.4.1以降）



※工事の受注者を経由した申請も可能です。

残土搬出前には、これまでどおり受注者からの届出が必要です



技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底等を図る観点から、公共工事設計労務単価について全職種平均で約7%引き上げることとし、令和8年3月から適用することとしました。

御承知のように、適正な労務費等の確保と行き渡りなどのため令和7年12月に全面施行された建設業法等改正法では、不当に低い請負代金等による契約締結の禁止や、入札金額の内訳書への労務費等の記載などが規定されました。

また、県では、「持続可能な建設産業の構築」に向け、魅力発信等による将来の県内建設産業を担う若者・女性の確保・育成や、適正な賃金水準及び週休2日の確保等による建設産業の活性化支援に取り組んでいるところです。

県としては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、それにより公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正な利潤が確保され、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要であり、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるものと考えています。

については、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう貴協会員の皆様に周知をお願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

【令和8年3月1日以降適用】

雇用関係確認書類について

～入札参加資格確認資料として第3－2号様式に添付する書類～

令和7年11月
山口県

マイナンバー関連法の改正に伴い、令和7年12月2日以降、現行の健康保険証を使用できなくなるため、配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類は、次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、原則として確認書類については、個人情報保護のため、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

○元請との雇用関係を証する書面

番号	確認書類（証明書類）	摘要
(1)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
(2)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
(3)	監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください ・配置予定技術者の資格を証する書面として、監理技術者資格者証の写しを提出される場合には、雇用関係を証することを兼ねることができるとあります
(4)	その他上記に準ずる書類	雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、源泉徴収票 など

○マスキング例

- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し

《住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）》

令和6年 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収額の **決定・変更** 通知書（特別徴収義務者用）

課税市町村名 ○○県○市
市町村コード

令和6年○月○日
市町村長

印

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (概要)
住 所 氏 名 個人番号 付 7月分 11月分 3月分
額 8月分 12月分 4月分
9月分 1月分 5月分
変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (概要)
住 所 氏 名 個人番号 付 7月分 11月分 3月分
額 8月分 12月分 4月分
9月分 1月分 5月分
変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (概要)
住 所 氏 名 個人番号 付 7月分 11月分 3月分
額 8月分 12月分 4月分
9月分 1月分 5月分
変更月 月

指定 番号 国入 番号 市町村 番号 受給者 番号 特別徴収 税額 給 6月分 10月分 2月分 (概要)
住 所 氏 名 個人番号 付 7月分 11月分 3月分
額 8月分 12月分 4月分
9月分 1月分 5月分
変更月 月

特別徴収 義務者 ○○建設 株式会社 氏名または名称 個人番号又は法人番号

- ① 『最新年度』であること
- ② 『決定』、『変更』はどちらでも可
- ③ 『特別徴収義務者用』であること
- ④ 『自治体印』が確認できること
- ⑤ 『申請者氏名』が確認できること
- ⑥ 『特別徴収義務者名』が確認できること

事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について 「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」の改正 ～ お 知 ら せ ～

令和4年5月
山 口 県

県では、建設工事等の発注事務に関し、公正性・透明性の一層の向上を図る観点から、事業者等から県職員に対して行われた「不当な働きかけ等」について、その内容を記録し、指名停止担当部局等に報告する制度を設置しています。

この度、働きかけに対するより強い抑止力とするため、制度を改正し、必要に応じて、働きかけの内容等を公表することとしました。

【制度の概要】

◆事業者等

- 入札参加資格業者等、県における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいいます。
- 「何らかの利害関係を有する者」には、直接的な利害関係を有する者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

◆不当な働きかけ等

- 建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- 具体的には次に掲げる要求行為をいいます。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む)に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

◆「不当な働きかけ等」があった場合の対応

- 不当な働きかけ等について記録し、指名停止担当部局等に報告します。
- 当該記録は、山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となります。
- 必要に応じて、働きかけの内容等を公表します。

◆施行日

- 平成25年8月1日(令和4年5月18日改正)
※制度の詳細(山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱)については、技術管理課のホームページに掲載しています。
(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html)